

公契約条例について



公契約条例とは？

公共工事などの発注の際に市と事業者で結ぶ契約のことを、公契約といいます。

公契約条例は、厚木市で働かれている方の労働環境の整備や、公契約の事業の質を高めることで、市内経済の発展を進める目的として平成24年度に制定されました。

公契約条例の効果

公契約条例では、最低賃金などを参考に「労働報酬下限額」を定めることとしています（最低賃金以上の金額を設定）。

公契約条例の対象の現場等では、事業者は労働者（下請け含む）に「労働報酬下限額」以上の賃金支払が必要になります。

【公契約条例の対象の現場等とは？】

- (1) 予定価格1億円以上の工事請負契約
 - (2) 予定価格1,000万円以上の次に掲げる業務委託契約
- ※労働者等に該当しない者のみを使用する者（自治会等）と随意契約を締結する場合は除きます。
- ① 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、窓口受付、案内又は電話交換に関する契約
 - ② 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約
 - ③ 給食の調理に関する契約
- (3) 老人憩の家と社会教育集会所を除く指定管理協定

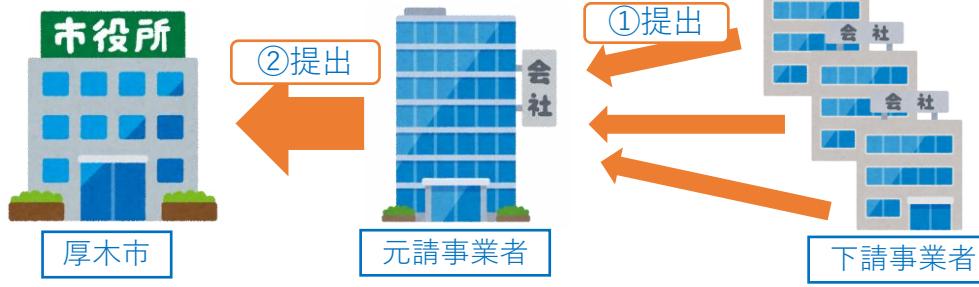
労働報酬下限額は
こちらから確認



労働報酬下限額と労働状況台帳

市では、労働報酬下限額の周知啓発や対象現場等の状況把握のため、事業者に労働状況台帳の作成及び提出を求めていきます。

労働状況台帳の提出の流れ



※労働状況台帳は市が指定する日（原則として賃金支払の属する月の翌月10日。工事は元請事業者への案内文書を参照。）までに、元請事業者が取りまとめて提出してください。

労働状況台帳の記載について

※台帳は3年間保存してください

受注者(元請け)
の情報を記載

厚木市労働状況台帳

公契約の名称	○○工事		
公契約の区分	工事請負契約		
履行期間	令和○年5月1日	～	令和○年11月30日
履行場所	厚木市○○		
台帳作成日	令和○年8月1日		
支払日	令和○年7月10日		
計算期間A	令和○年6月1日	～	令和○年6月30日
計算期間B	令和○年5月21日	～	令和○年6月20日
計算期間C	令和○年5月16日	～	令和○年6月15日

対象労働者の賃金支払日、賃金支払のもととなった計算期間を記載

※労働者ごとに異なる場合は計算期間A～Cを活用し記載

受注者	商号又は名称 代表者名 所在地又は住所 担当者名 電話番号	(株)○○ ○○ ○○ 厚木市○○ □□ □□ 046-*****	所属部署	○○部 FAX番号 046-*****
下請負者等	請負内容			
	商号又は名称 代表者名 所在地又は住所 担当者名 電話番号			
	△△(株) ◇◇ ◇◇ 厚木市△△ ▽▽ ▽▽		所属部署	△部 FAX番号
	046-*****			

下請けの情報
を記載

No.	労働者氏名	主たる職種	最低賃金減額率	労働報酬計算期間		所定労働時間		所定外等労働時間 (対象公契約の業務に係る労働に限る。)				労働報酬下限額	基準額
				基本給等	所定外等	全体の労働時間 (有給休暇を含む)	対象公契約の業務に係る労働	法定内労働	時間外労働	休日労働	深夜労働		
1	○● ●○	普通作業員		A	A	155:00	155:00					2,982	462,210
2	●● ○○	軽作業員		B	B	140:00	120:30					2,025	244,012
3	●○○ ○●	特殊作業員		C	C	147:30	90:45					3,365	305,373

対象労働者の氏名を記載
(※1)

①工事→主な業務内容
(職種)を選択
②業務委託、指定管理
⇒業務委託・指定管理を選択

就業規則等で定められた1ヶ月当たりの勤務時間を記載

全体の労働時間のうち、計算期間の間で公契約の業務に従事した時間を記載

就業規則等で定められた勤務時間以外で公契約の業務に従事した時間を記載(※3)

自動反映
(入力不要)

対象労働者が、最低賃金法による減額の特例を受けていれば、減額率を記載(※2)

※1 氏名の記載について労働者から同意が得られなかった場合は、英数字で置き換えるなど個人情報に配慮した記載してください。

※2 精神や身体の障害により、著しく労働能力の低い者等については、使用者が神奈川労働局の許可を得たときは、その者の労働能力その他の事情を考慮して減額した額を、その者の最低賃金とみなして、法の規定を適用します。

※3 ①法定内労働(割増100/100)

会社等の就業規則で定められた勤務時間は超えているが、労働基準法で定められた範囲(1日8時間・週40時間)以内のもの

【例】1日6時間・月20日勤務の就業規則で、1日8時間・月20日の公契約の業務に従事
⇒(8時間-6時間)×20日=40(時間) ⇒労働状況台帳には「40:00」と記載

②時間外労働(割増125/100)

会社等の就業規則で定められた勤務時間を超えており、労働基準法で定められた範囲(1日8時間・週40時間)も超えているもの

③休日労働

会社等の就業規則で定められた「休日」に勤務した時間

④深夜労働

労働基準法で定められた午後10時から翌朝午前5時までの時間帯に勤務した時間

その他公契約条例の詳細は、市HPの手引きをご覧ください

